

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年8月28日	
【会社名】	株式会社U B I C	
【英訳名】	UBIC, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守本 正宏	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号	
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 谷口 正巳	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号	
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 谷口 正巳	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,155,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。1単元の株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成26年8月28日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び場所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,000,000株	1,155,600,000	577,800,000
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計(総発行株式)	1,000,000株	1,155,600,000	577,800,000

(注) 1. 募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は577.8百万円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,155.6	577.8	100株	平成26年9月16日(火)	-	平成26年9月16日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は割当予定先との間で、本新株式にかかる買取契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で買取契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなります。

3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込方法は、買取契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社U B I C 財務部	東京都港区港南二丁目12番23号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店	東京都港区港南二丁目16番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,155,600,000	7,600,000	1,148,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、「（募集又は売出しに関する特別記載事項）(1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載の一連の新株発行プログラム（割当可能株数4,000,000株、以下「本プログラム」といいます。）全体に要する発行諸費用の概算額の4分の1に相当する金額です。なお、本プログラム全体の差引手取概算額は4,592,000,000円です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 諸費用の内訳は、登録免許税、弁護士費用等が含まれております。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
海外および国内の事業拡大のための資本（M & A、業務提携）	4,400	平成26年9月から平成28年3月まで
研究開発費用	670	平成26年9月から平成28年3月まで
その他の運転資金	800	平成26年9月から平成29年3月まで

(注) 「(2) [手取金の使途]」の記載は、本プログラム全体及び後述する新株予約権に基づく手取金の使途について記載しております。（本プログラムの詳細については、（募集又は売出しに関する特別記載事項）を参照してください。）

(募集の目的及び理由)

当社は、下記「（資金調達目的）」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「（募集又は売出しに関する特別記載事項）(2) 本プログラムの導入の理由（メリット）」に記載されるように、本プログラムは機動的な資本調達枠の確保、株主価値の希薄化抑制や将来の株価上昇局面における資金調達実行という観点から当社として最良の選択と判断し、本新株発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、電子データ中心の調査を行うコンピューターフォレンジック調査サービス、法的紛争・訴訟の際の電子データや書類の証拠保全および調査・分析を行い証拠開示支援をする海外訴訟対策支援（ディスカバリ支援サービス）を提供するリーガルテクノロジー関連事業を行っております。当社は、平成25年5月に日本企業として14年ぶりに米国ナスダック市場に上場し、東京証券取引所マザーズと両方の上場企業となりました。

当社は、設立以来、不正調査や訴訟支援を通して、膨大な非構造化データ（ビッグデータ）を解析する人工知能技術を継続的に開発し、技術開発を軸に発展を遂げてきました。その過程で、ビッグデータの中から価値のあるデータを見つけ出すためには従来の情報科学だけではなく人間の感覚が極めて重要であることが分かりました。そこで、人の行動・思考パターンを解析する行動科学と統計学やデータマイニングなどを駆使した情報科学を組み合わせたコンセプト「行動情報科学」を提唱し、独自の解析手法を確立しました。その結果、今では、当社のデータ解析人工知能「Virtual Data Scientist」（バーチャル・データ・サイエンティスト）に、人間の経験や感覚に基づく言語化されない知識「暗黙知」を搭載することが可能になり、医療、安全保障、M&Aなど様々な分野で専門家

の「暗黙知」を活用したデータ解析事業を展開することが可能になり、拡大成長のための準備が整ってまいりました。

一方、米国において企業を対象とした訴訟の件数は増加の一途をたどっており、近年では米国企業だけでなくグローバルにビジネスを展開する多くのアジアの企業が訴訟に巻き込まれています。同時に、証拠開示における電子データの占める割合は年々増えています。データの量だけでなく、データ種別、記憶媒体、データの形態などは多岐にわたり、その複雑さは増えています。このような背景から、米国のTransparency Market Research社が最近発表した調査資料ではeディスカバリの市場は2020年には\$15.65 Billion(約1兆6千億円)に到達すると予想されています。すなわち、2013年の市場規模\$5.65 billionをベースに2014年から2020年の7年間で15.5%の成長率(CAGR)で市場が拡大することがレポートされています。

このような状況下、当社は、海外および国内の事業の拡大を加速させるために、米国や国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本、M&A、業務提携を進める計画です。今後、これらの技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、多様な情報解析分野へ応用し、日本国内、海外ともに事業展開を進めていきます。

当社はこれまでもグローバル展開を最優先事項としてきましたが、訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していく予定です。

また、当社は、既存の技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。これらの研究開発活動を効率的に実施するために、当社の既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社はこれらの業務提携やM&Aに必要な資金を調達する目的で、本プログラム導入および本プログラムの増枠オプションとしてのドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株予約権(以下、「本新株予約権」)の発行を行います。

さらに、M&A後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら、他社との業務提携に伴い必要となる運営費用やM&A後のM&A対象会社の運営資金に本プログラムの発行により調達する資金を充当する予定です。

(手取金の具体的な使途)

海外および国内の事業拡大のための資本 (M & A、業務提携)

当社は、創業から訴訟支援事業で培った経験と実績に基づいた独自のコンセプトを「行動情報科学」と提唱し、人工知能に人間の行動科学を学習させた「Virtual Data Scientist」(バーチャル・データ・サイエンティスト)の自社開発に成功し、世界に先駆け人工知能応用技術で電子メール監査製品「Lit i View EMAIL AUDITOR」(リット・アイ・ビュー・イーメール・オーディター)のサービス提供を平成26年4月に開始しました。今後、これらの技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、様々な情報解析分野での活用と事業展開を海外と国内で進めていきます。

当社は、これまでもグローバル展開を最優先事項としてきました。訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく、業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していきます。

当社のフォレンジックツール「Lit i View XAMINER」に続き、「Lit i View EMAIL AUDITOR」には既にアジアで受注・運用開始の実績や複数の引き合いがあり、今後の拡大が期待されています。その一方で、フォレンジック先進国である米国の市場では当社の認知度はまだ十分に高まっておらず、優位性を誇るアジア言語分析力や Predictive Codingを駆使したこれらの製品の販売の拡大には時間を要します。資本・事業提携、M&Aによりこれらの製品販売の拡大が加速し、当社の米国におけるフォレンジック事業の基盤が堅固なものとなることも期待できます。

また、既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い、研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社は、既に日本国内、海外あわせて複数の候補を選定しており、契約面等の諸条件が整い次第、公表する予定です。いずれの案件についても1社あたり5億円から20億円規模の投資を予想しています。

ただし、交渉がどのような結果にいたるのかを現時点で予測することは非常に困難であり、場合によっては、必要となる資金が現在計画している44億円を下回る可能性もあります。また、複数の候補があるため、資金が必要になるタイミングなども見通しがきかない部分が多くあります。このような使用用途の性格を考慮すると、段階的な資金調達が可能なお本プログラムとの親和性が高いと考えています。

研究開発費用

当社は設立以来、不正調査や訴訟支援を通じて膨大な非構造化データ（ビッグデータ）を解析する人工知能技術を継続的に開発してきました。その技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。

なお、情報解析技術を用いた製品の開発、製造、販売等の事業は平成26年6月24日に開催された定時株主総会において定款一部変更の件として決議されております。

その他の運転資金

M & A後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら他社との業務提携に伴い必要となる運営費用やM&A後のM&A対象会社の運営資金に本プログラムの発行により調達する資金を充当する予定です。

(注1) 候補企業との資本・業務提携、M&A交渉が不調に終わった場合には、当社は、本新株発行により調達した資金を、自社で海外と国内の販路の拡大および研究開発を推進するために活用いたします。場合によっては「1. 2. 本プログラム導入の理由等」でメリットとして説明していますように、本プログラムによる資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、2回目以降の割当を見送ることもあります。また、計画していた調達額が減少した場合には、資本・業務提携、M&Aの計画・手法について再検討を行います。

(注2) 本新株予約権による調達額 1,278百万円は「海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）」および「研究開発費用」に充当する予定であります。

(注3) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注4) 本プログラム全体の差引手取概算額は、4,592百万円です。手取金の使途「海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）」は72%を構成し、「研究開発費用」は11%を構成し、「その他の運転資金」は17%を構成します。

第1回割当による新株式の発行により調達する差引手取概算額1,148,000千円の使途は、この構成比に基づき、には825,000千円を、には123,000千円を、には200,000千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

本新株予約権の差し引き手取り概算額は、1,278百万円です。手取金の使途「海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）」は86%を構成し、「研究開発費用」は14%を構成します。本新株予約権による資金調達の差し引き手取り概算額1,278百万円の使途は、この構成比に基づき、には1,100,000千円を、には178,000千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

本プログラム全体および本新株予約権による資金調達の差引手取概算額は、5,870百万円です。手取金の使途「海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）」は75%を構成し、「研究開発費用」は11%を構成し、「その他の運転資金」は14%を構成します。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)

[包括的新株発行プログラムの内容等]

(1) 包括的新株発行プログラムの概要

包括的新株発行プログラムは、ドイツ銀行ロンドン支店との間で「株式買取基本契約書」を締結することにより、当該締結日から約7ヵ月の期間、総計4,000,000株を上限として、ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株発行を可能とするものです。

本プログラムは、割当決議を行う日の前営業日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値、若しくは当日の制限値段(ストップ安、若しくはストップ高)である場合、又は終値がない場合等を除いた一定の条件下におけるドイツ銀行ロンドン支店の当社普通株式の買取義務を定めたものであり、各回の第三者割当を実行するか否かは、下記(4)記載の割当制限事由に該当するか否かにより、該当した場合は、当社は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取下げたうえで、新規に有価証券届出書を提出して割当決議日及び払込期日を変更します。また、下記(4)割当単位の変更に該当した場合は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正した上で割当数量を変更します。

本プログラムにおける割当対象株式最大4,000,000株は第1回から第4回までの割当により発行することができ、一回の割当数量は原則として1,000,000株とされていますが、下記(4)記載の割当単位の変更に係る条項により一回の割当数量が1,000,000株未満の株数となることがあります。この場合は本プログラムにおける割当株数の累計が1,000,000株以下となる限りにおいて、当社が平成27年3月9日(以下「割当決議期限」といいます。)までに行う取締役会決議に基づき、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正したうえで新規に有価証券届出書を提出することにより、第5回以降の割当を行うことができます。

本プログラムに基づいてドイツ銀行ロンドン支店に割当てられる新株の発行時期(払込期日)については、本プログラム導入にかかる取締役会決議により以下の通りに定められており、第2回以降の割当については、以下に記載の日に発行価格及び資本組入額の決定にかかる取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)を行うことにより確定し、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日
第1回割当	平成26年8月28日	平成26年9月16日
第2回割当	平成26年11月19日	平成26年12月5日
第3回割当	平成26年12月10日	平成26年12月26日
第4回割当	平成27年2月18日	平成27年3月6日

ただし、当社は、下記(4)、記載の割当制限事由に該当した場合には取締役会決議により割当決議日および払込期日を変更すべく、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。いずれの場合においても、割当決議日は割当決議期限を越えることはできず、払込期日は直前回の割当の払込期日の17日後の日以降のいずれかの営業日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われており、且つ本邦において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じ。)となります(ただし、最終の払込期日は平成27年3月27日までとし、適用のある法令上払込期日とすることが認められる日に限られます。)

(2) 本プログラム導入の理由(メリット)

本プログラムは、機動的な資本調達、株主価値の希薄化抑制や将来株価上昇局面における資金調達実行という観点から、下記の4つの理由により、当社として最良の選択と判断いたしました。

新株発行枠の確保及び機動的な資本調達

包括的新株発行プログラムにより、当社は最大4,000,000株相当の割当可能株数枠を確保したうえで、一回当たり1,000,000株単位にて、当社の判断に基づく機動的な新株発行による資本調達が可能となります。

シンプルな設計「わかりやすさ」

単純な「第三者割当増資」による新株発行であり、各割当毎にその時点の時価に基づく発行価格にて、ドイツ銀行ロンドン支店に対し第三者割当による新株発行を行います。転換社債や新株予約権のような転換および行使請求といった概念は一切無く、また転換価額修正および行使価額修正条項もありません。

1,000,000株単位の割当を4回可能にする(ただし、一定の場合には割当数が1,000,000株未満となり、かつ、5回以上の割当をすることがあります。)といったシンプルな包括的新株発行プログラムであり、既存株主やマーケットに対する「わかりやすさ」を強調した手法です。

真の「エクイティ・コミットメント・ライン」性

資金調達のタイミングを事前に予定しつつ、必要に応じて当社の判断により1,000,000株単位での割当を実行するか否かを決定でき、その時点の時価に基づく発行価格にて払込みが速やかに行われることを、割当先との間で事前に合意します。

当社による解約権

将来的に当該包括的新株発行プログラムによる資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、もしくはそれ以上の好条件での資金調達手法が確保できた場合等、当社の選択により、追加的な費用を負担することなくいつでも解約することが可能です。

(3) 本プログラム導入のデメリット

当初に満額の資金調達は出来ない

本スキームの特徴として、当社による新株式の発行があつて初めて、発行価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、資金調達を完了するためには、複数回の新株式発行を行う必要があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先だけの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

株価低迷時に、資金調達金額が減少する可能性

新株式の発行価額は各割当決議時に決まるため、割当時の株価によっては当初目標とする金額を調達出来ない可能性があります。

出来高減少時に、資金調達金額が減少する可能性

1回あたりの発行株式数は原則1,000,000株で固定されていますが、出来高が減少した場合これが500,000株または割当停止になる場合があり、当初目標とする金額を調達出来ない可能性があります。ただし、本新株予約権が行使される場合には発行株数が減少した分を補う資金調達がなされるため、本新株予約権の発行により本リスクが軽減されます。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が取得した株式を市場等で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(4) 新株式発行プログラムの概要

対象株式	当社普通株式
対象株式数	最大4,000,000株
対象期間	平成26年8月28日から平成27年3月9日(割当決議期限)まで
発行価額	個別の割当決議時における時価(1)の90%
割当単位の変更	<p>対象期間中、当社が1回の取締役会決議により行うことのできる割当は1回に限られ、1回当たりの割当株式数(以下「割当単位」といいます。)は1,000,000株とする。</p> <p>対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高(2)が2,139,557株を下回った場合、割当単位は500,000株とする。その後1ヶ月平均出来高が3,423,291株を回復した場合には、割当単位は1,000,000株とする。</p> <p>対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高が1,069,778株を下回った場合、割当は一時停止される。その後1ヶ月平均出来高が2,139,557株を回復した場合には、割当単位は500,000株とする。さらにその後1ヶ月平均出来高が3,423,291株を回復した場合には、割当単位は1,000,000株とする。</p> <p>いずれの場合においても、各回の割当における割当単位が割当単位上限を上回る場合には、当該割当における割当単位は割当単位上限とする。</p>
割当単位上限	20億円を各回の割当の発行価格で除して得られる数以下で最大となる、対象株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における売買単位の整数倍。
割当制限事由	<p>以下の場合には、当社は割当決議を行うことができない。</p> <p>(a) 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合。</p> <p>(b) 割当決議を行う日の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値、若しくは当日の制限値段(ストップ安、若しくはストップ高)である場合、または終値がない場合。</p> <p>(c) 割当予定先が当社に対し、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載する借株を得られる見込がない旨、または合理的な理由により割当予定先が当該割当に係る買取を行うことが困難である旨を、割当決議を行う日の前営業日中に通知した場合。</p> <p>(d) 割当決議を行う日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(最終特別気配値及び最終連続約定気配値を含む、いずれも無い場合は取引所が定める当日の基準値段)が前営業日の終値の90%未満である場合。</p> <p>(e) 当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から2営業日以内である場合</p>
割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店(3)
	<p>1 個別の発行決議時における時価とは、発行決議の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)をいいます。</p> <p>2 1ヶ月平均出来高とは、対象期間中の任意の営業日において計算される、当該営業日の1ヶ月前の応当日(当日を含む。)から当該営業日の2営業日前(当日を含む。)までの間の各営業日の株式会社取引所における当社普通株式に関する売買立会による売買高(株数)の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)をいいます。</p> <p>3 法人としてのドイツ銀行がロンドン支店を通じて割当を受けることを明確にすべく、割当予定先についての記載は原則として「ドイツ銀行ロンドン支店」としております。</p>

(5) 他の資金調達方法との比較

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがあり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられる一方で、行使価額が修正されない状況に至った新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) ()
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taubusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成25年9月27日 (2013年度中(自平成25年1月1日至平成25年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	記載事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

法人としてのドイツ銀行がロンドン支店を通じて割当を受けることを明確にすべく、割当予定先についての記載は原則として「ドイツ銀行ロンドン支店」としておりますが、当該記載箇所におきましては「直近の有価証券報告書等の提出日」との関連で記載する観点から当該記載を「ドイツ銀行」としております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、様々な資金調達先を検討して参りましたが、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社より提案を受けた本プログラムおよび本新株予約権の発行による資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向および資金需要動向に応じた機動的な新株発行および株価上昇局面における本新株予約権の行使による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。本プログラムと他の資金調達方法を比較した場合、例えば公募増資は当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起り、当社のニーズに合致するものではないと考えられます。

なお、ドイツ証券株式会社から本プログラムの提案を受けた経緯としましては、当社で資金調達を検討している時期に本プログラムおよび本新株予約権による資金調達の提案を受け、他の資金調達手法とも比較した結果、これに応じることにしました。また、ドイツ証券株式会社の提案を受けた理由については、当社が資金調達の時期を事前に予定でき、必要に応じて当社の判断により1,000,000株単位での割当が可能で、その時点の時価に基づく発行価格で速やかに払い込まれる仕組みが、当社が検討している資金調達の計画に近いと判断したためです。

その中で、ドイツ証券株式会社から提案を受けた商品性や同種の手法で上場企業の資金調達をサポートしてきた過去の実績、世界各国に拠点をもち、98千人規模の従業員を抱える等の割当予定先のグローバルネットワーク等を総合的に勘案して決定いたしました。

以上のように、ドイツ銀行ロンドン支店は、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：1,000,000株

e. 株券等の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株式について、投資銀行業務に基づく投資有価証券として保有し、市場動向に応じて適宜これを売却していく予定です。

なお当社は、各割当予定先が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

なお、本新株式の発行に伴い、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社株主より当社普通株式について借株を行う予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ証券株式会社より当該株式の借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、ドイツ銀行ロンドン支店がかかる借株を用いて各割当の発行価格に影響を与える売付けを行うことはありません。

ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社は、本新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は68,401百万ユーロ(約93,668億円、換算レート 1ユーロ136.94円(平成26年8月27日の仲値))(連結、平成26年6月30日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては株式買取基本契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

ドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(ブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が取引執行を担う部門と顧客折衝を担う部門を分離する方法等を通じた情報隔壁を設けることによって金融機関として適切な情報管理態勢を保持しているものと判断しており、また同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

なお、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社は第一種金融商品取引業者、東京証券取引所の総合取引参加者である等により、同社並びにその役員が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議の日の前営業日（平成26年8月27日）における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の90%である1株あたり1,155.6円といたしました。

上記払込金額は、割当先と十分に協議して決定したものであり、当社株式の価格変動が大きく、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していることにかんがみ、適当であると考えました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の海外販路や国内外の研究開発分野拡大等による業容拡大および企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても、なお、事業戦略上不可欠であると考えます。また、上記払込金額の算定根拠は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）にも準拠しており、当該発行価額の1,155.6円につきましては、下記のいずれの期間におきましても、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

	終値及び終値の平均値	ディスカウント率
(ア)取締役会決議日の前営業日	1,284円	10.0%
(イ)取締役会決議日の前営業日から直近1ヶ月間	1,154円	-0.1%
(ウ)取締役会決議日の前営業日から直近3ヶ月間	886円	-30.4%
(エ)取締役会決議日の前営業日から直近6ヶ月間	661円	-74.8%

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役が3名）から、取締役会における上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

「（募集又は売出しに関する特別記載事項）(1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、新たに発行される当社普通株式の数は最大4,000,000株（議決権40,000個）であり、平成26年8月28日現在の当社発行済株式総数34,411,360株及び議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は11.6%（議決権11.6%）に相当します。

しかしながら、本件資金調達により取得した資金を、上記II. 4(2)「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する事で、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社の株式の現在の流動性を考慮した場合、平成26年8月27日終値時点での1ヵ月の出来高は合計99,067千株、1日あたり平均4,307千株の出来高で推移しておりますため、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

なお、本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は1,000,000株（議決権10,000個）であり、平成26年8月28日現在の当社発行済株式総数34,411,360株及び議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は2.9%（議決権2.9%）に相当します。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

「(募集又は売出しに関する特別記載事項)(1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大4,000,000株(議決権40,000個)であり、また「本新株予約権」に基づき発行される普通株式の数は最大1,000,000株(議決権10,000個)です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下の通りです。ただし、「(募集又は売出しに関する特別記載事項)(1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、本プログラムにおいて、本新株式は、第1回から第4回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	20.11	6,920,400	17.56
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.67	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.91	2,722,400	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	2,302,500	6.69	2,302,500	5.84
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	-	-	5,000,000	12.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	1,701,200	4.94	1,701,200	4.32
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	643,980	1.87	643,980	1.63
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.74	600,000	1.52
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント(常任代理人 株式会社みずほ銀行決裁営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区月島4-16-13)	600,000	1.74	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.25	429,800	1.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	293,600	0.85	293,600	0.74
計	-	19,198,600	55.79	24,198,600	61.40

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、割当前の所有株式数に、本プログラムにより発行される新株式の発行数を全て保有するものと仮定して加算した数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本プログラムにより発行される新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年3月31日現在の所有株式数を基に、(1)ドイツ銀行ロンドン支店が本プログラムにより発行される新株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てております。

なお、本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は1,000,000株(議決権10,000個)であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	20.11	6,920,400	17.56
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.67	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.91	2,722,400	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	2,302,500	6.69	2,302,500	5.84
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	-	-	1,000,000	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	1,701,200	4.94	1,701,200	4.32
ザバンクオブニューヨークメロンアズデポジタリーバンクフォーデポジタリーレシートホルダーズ(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	643,980	1.87	643,980	1.63
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.74	600,000	1.52
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント(常任代理人株式会社みずほ銀行決裁営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区月 島4-16-13)	600,000	1.74	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.25	429,800	1.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2-10	293,600	0.85	293,600	0.74
計	-	19,198,600	55.79	20,198,600	51.25

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）
平成26年8月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社U B I C 本店
（東京都港区港南二丁目12番23号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。